

ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス
マンスリーニュース

～ 労働保険年度更新や賞与動向～

2022 / 5 / 29 280号

ワンズオフィス社 労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社 労士 大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



5月末は梅雨の走りのような天候が続きました。気象庁の予想では例年より早く関東ならば6月4日ごろが梅雨入りだそうです。大雨の備えは早めに行っておきたいですね。

6月から7月にかけて、人事労務管理では、年間の定例事務の労働保険年度更新、算定基礎届、賞与支給などがありますので、今月はこれらに関連した情報をお届けします。

I. 労働保険の年度更新

労災保険と雇用保険の労働保険は、7月11日までに昨年度（2021年4月～2022年3月）の賃金から昨年度の確定保険料と本年度の概算保険料を計算し、申告と納付をします。当方に手続き代行をご依頼いただいている企業様は、個別にご連絡した方法で申告書類を（メールや郵送で）お送りいただいて、電子申請し保険料額をお知らせします。

今年度は、年度途中の10月から雇用保険料率がUPするため、「雇用保険の概算保険料の計算」が例年と異なります。年間の見込み賃金の半額に前期の保険料率をかけた保険料と、半額に後期の保険料率をかけた保険料を合計して算出します。

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)			② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付の保険料率	育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000	
(3年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000	
農林水産・※ 酒造製造の事業		4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000	
(3年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000	
建設の事業		4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000	
(3年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000	

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)			② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付の保険料率	育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000	
農林水産・※ 酒造製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000	

✓例えば、年間賃金が1億円の会社（一般事業）で雇用保険の会社負担の年間増額を見てみると、

UP前：100,000×6＝600,000円

令和4年度概算：100,000×
(6.5+8.5)÷2＝750,000円

で150,000円負担増

✓例えば年収600万円の従業員の負担は6000×(5+3)÷2＝6000×3＝6千円負担増となります。

II. 算定基礎届

算定基礎届の提出期限は7月11日です。この届に関しては、改正点はありません。7月1日現在の被保険者(直近の入退社等一部提出不要)について、届け出します。

当方へ提出代行を依頼されている事業所様は電子申請で届け出ます。

これは、4月、5月、6月の賃金支払い対象日数17日以上ある月の賃金を平均した額から、9月以降1年間の標準報酬月額を決める定例の事務です。

標準報酬月額は、毎月負担する保険料を決めるものになり、また、傷病手当金給付額や将来の年金受支給額を決める基礎額にも使います。

添付資料を用意して届けたり、年金事務所へ出向くように呼び出されることはありません。事業所等は電子申請か郵送で届け出します。

一方で、年金機構は定期的に事業所調査を行っており、調査対象になると2年分の賃金台帳や税の納付資料を提出するなど調査に応じる義務があります。

日本年金機構の令和4年の算定基礎届の記入・提出ガイドブックはこちらです。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20121017.files/santei.guide.book-r4nendo.pdf>

III. 賞与について

6~7月は賞与を支給される企業等が多い月です。年金事務センターへ賞与支払届を忘れずに提出しましょう。

さて夏の賞与の傾向を見ようと思い、支給予測・展望を各方面からピックアップしました

日本総合研究所 前年比プラス3%

第一生命経済研究所 前年比プラス1.2%

三菱UFJ&リサーチ 前年比プラス1.0% 383,949円(民間企業5人以上)

日本経済新聞(4月19時点 中間集計) 前年比6.1%増の78万1140円

集計対象としている企業が異なる為、支給額は参考値とするべきですが、前年比について上昇する傾向のようです。ただし、物価の上昇も見込まれるため実質的な増額となるかどうか難しいと思います。

IV. 6月の事務トピックス

① 労働保険料概算確定申告/社会保険算定基礎届の書類

6月初め頃に届く予定です。

② 住民税特別徴収額の変更

6月と7月は、社員等の住まいの市区町から通知が来る徴収税額に変更します。